

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和7年1月29日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
桜田 義孝	大樹会	令和6年12月18日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
桜井 千鶴	桜井信明後援会	令和6年10月22日
粕谷 淳子	安藤淳子後援会	令和6年12月6日
石川 光男	石川光男後援会	令和6年12月24日